

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

野木町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 友沼（川西）地域

#### (1) 現況

本地域は、農地のほとんどが基盤整備された平坦な水田地帯であり、大型機械による省力化の進展によって、水稻・麦を中心とした水田農業が盛んである。また夏には町の花であるひまわりが二毛作等で多く作付けされるため、思川河川敷と渡良瀬遊水地周辺の自然資源とともに野木町を代表する景観地帯を形成している。この豊富な環境を将来にわたって引き継ぐためには、自然環境と、生物多様性を保全する活動を推進する必要がある。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第3号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮を図ることとする。

### 2. 南赤塚（丸林・南赤塚・中谷）地域

#### (1) 現況

本地域は、土地改良事業による農地整備が比較的進んでおり、大型農業機械に対応できる田としての利用の確保を図っている。地域全体においてトマトなどの野菜ハウス団地が整備されているので主産地の形成を図っている。中谷地区においては、減農薬、減化学肥料の生産方式とする特別栽培米の作付け、カバークロープの実施が集落で進められており、近年は住民の環境問題に対する関心も高まっているため、引き続き地域において環境負荷を低減する農業の生産方式を普及推進する必要がある。

## (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、第3条第3項第3号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮を図ることとする。

### 3. 佐川野（若林・佐川野・川田）地域

#### (1) 現況

本地域は、町の東部に位置し、若林・佐川野の境、佐川野・川田の境を南北に帯状をなして田が形成されており、土地改良事業による水田農地の整備が進められている。主食用米の生産の他、生産調整により麦や新規需要米の作付けも多く、畑地帯である川田地区及び施設野菜が盛んな佐川野地区においては野菜の主産地形成を促進している。佐川野地区は町において有機農業を推進する活動の発信地となっており、他の農業者の理解を深めながら、普及推進を支援する必要がある。また平地林と農地、集落が織りなす田園風景は、貴重な原風景となっているため、今後もこの田園景観の維持と、自然環境と生物多様性保全に努める必要がある。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮を図ることとする。

### 4. 野木（野木・野渡）地域

#### (1) 現況

本地域は町の西南に位置し、土地改良事業によって農用地及び農業水利施設等の整備を実施し、その土地を利用して現在は大規模な野菜等の生産を行っている。また地元土地改良区の協力を得て、町の花として位置づけられているひまわりの広大な作付けを行っており、町の主たる景観風景として位置づけられている。今後も本地域の農用地や農業水利施設を利用し続けるためにも、農村環境の保全管理に向けた取組の普及推進が必要である。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮を図ることとする。

## 5. 友沼（川岸前）地域

### （1）現況

本地域は町の北部に位置し、農地のほとんどが基盤整備された平坦な水田地帯であり、大型機械による省力化の推進によって、水稻・麦を中心とした水田農業が盛んである。また、思川の堤防に植えられている思川桜と田園風景により、美しい景観を形成している。この豊かな田園環境を後世に引き継ぐためには、自然環境と生物多様性の保全を推進する必要がある。

### （2）目標

（1）を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事

|   | 実施を推進する区域        | 実施を推進する事業                     |
|---|------------------|-------------------------------|
| ① | 友沼（川西）地域         | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業 |
| ② | 南赤塚（丸林・南赤塚・中谷）地域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業 |
| ③ | 佐川野（若林・佐川野・川田）地域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業 |
| ④ | 野木（野木・野渡）地域      | 法第3条第3項第1号に掲げる事業              |
| ⑤ | 友沼（川岸前）地域        | 法第3条第3項第1号に掲げる事業              |

## 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定なし。

## 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

### 1 推進体制の整備に関する事項

法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するにあたっては、多面的機能支払により設立した推進組織の有効な活用を基に、農業者団体等が事業を円滑に実施できるよう指導・支援を行うこととする。